

公益社団法人福島県栄養士会■■協議会会則

(総則)

第1条 この会則は、公益社団法人福島県栄養士会職域協議会及び支部運営規程（以下運営規程）に基づく■■協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本協議会は、公益社団法人福島県栄養士会■■協議会と称する。

(目的)

第3条 本協議会は、定款の目的にそって、■■に属する公益社団法人福島県栄養士会会員である管理栄養士・栄養士の相互扶助の連携を図ると共に、豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、以って県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、定款第37条第3項に基づき、職域ごとの業務の特性をふまえた公益目的事業を推進するため、調査研究、研修、知見の普及、その他目的達成に必要な事業の実施を担う。

(会員)

第5条 本協議会の会員は、公益社団法人福島県栄養士会会員で、■■に所属するものとする。

(企画運営委員と任期)

第6条 本協議会に次の企画運営委員をおき、その任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 企画運営委員は、4名以上10名以内とする。
- 3 企画運営委員から企画運営委員長1名・副企画運営委員長1名を選任する。
- 4 企画運営委員が4名以下になったときは、補欠の企画運営委員を選出する。補欠の企画運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(企画運営委員の職務)

第7条 企画運営委員は、当該専門領域に関する事業に責務を持つ。

- 2 企画運営委員長は、定款第23条第1項（1）理事を務めるものとする。

(企画運営委員会)

第8条 企画運営委員会は、企画運営委員で組織する。

- 2 企画運営委員会は、企画運営委員長が招集する。
- 3 企画運営委員会は、協議会の企画・立案・実施にあたるものとする。

(研修会等)

第9条 運営規程第8条に基づき、協議会の専門性の強化、向上を図るための研修会を開催する。

(予算、決算)

第10条 運営規程第9条に基づき、協議会の予算、決算は理事会の承認を得る。

附 則

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。